



(契約の目的)

第1条 この契約は、発注者が所有し使用する自動車（以下「公用車」という。）及び有償で借り受けて使用する自動車（以下「使用車」という。）に任意保険を付保することを目的とする。

(対象車両)

第2条 発注者の全ての公用車及び使用車とする。ただし、発注者の部所で別途保険に加入する公用車及び貸付け又は専ら構内作業に使用する公用車を除く。

2 この契約当初における対象車両は 台とし、発注者は対象車両について増減等の変更があった場合は、1月ごとに変更のあった月の翌月の10日までに所定の様式により受注者に報告するものとする。また、受注者は、新たに保険の対象となる車両については、この報告をもって変更のあった日から付保するものとする。

(保険料の精算)

第3条 受注者は、発注者の1月ごとの対象車両の増減報告に基づいて、その都度保険料増減を発注者に報告するものとし、保険期間終了後は、速やかに精算を行うものとする。

(保険内容)

第4条 保険内容は、対人賠償責任保険を無制限、対物賠償責任保険を免責なしの300万円とする。ただし、無保険車傷害保険及び自損事故保険は、不担保とする。

2 人身障害保険は、契約車両搭乗中のみ1名につき3,000万円とする。ただし、乗合車両及び身体障害者輸送車両については、1事故の限度額を9億円とする。

3 事故の相手車の車両時価を超える修理費についても対物超過修理費特約に従い、50万円を限度に過失割合に応じて保険金が支払われるものとする。

(保険料の支払)

第5条 発注者は、受注者へ令和8年5月18日までに契約保険料を一括前金払するものとする。

(事故処理対応等)

第6条 受注者は、次の各号に掲げる事故処理等の対応体制を保持するものとする。

- (1) 受注者は、対象車両に事故があった場合は示談交渉を行うものとする。
- (2) 受注者は、1日24時間、1年365日を通じて事故発生時の対応を行うものとする。
- (3) 受注者は、事故処理等の対応について、自賠責保険範囲内の事故においても、自賠責保険会社に依頼せず、初期対応からすべて行うものとする。
- (4) 受注者は、発注者が提供した車両に関する情報について、常に発注者の求めに応じて、発注者に電子データにより提供するものとする。
- (5) 受注者は、発生した事故の分析結果を発注者に提供するものとする。
- (6) 受注者は、事故発生時に利害関係者に対して行った折衝等の内容を記録した資料を発注者に提供するものとする。

(秘密の保持)

第7条 受注者又は受注者の従業員は、保険契約の実施に当たり知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の保険業務の処理が不相当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

2 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその

損失の補償を請求することができない。

3 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 発注者は、受注者が契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

5 受注者は、第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合において、保険料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

6 発注者は、第1項第1号から第3号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金等を前項の違約金に充当することができる。

（通報報告）

第9条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、直ちに警察への通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。

（危険負担）

第10条 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき場合は、この限りでない。

（疑義等の決定）

第11条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

（紛争の処理）

第12条 前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が解決できない場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することができる。